

○上天草市病院企業職員特殊勤務手当支給要綱

制定 平成27年3月31日病院事業管理者決裁

改正 平成27年6月1日病院事業管理者決裁

改正 平成31年1月25日病院事業管理者決裁

改正 令和2年3月9日病院事業管理者職務代理者決裁

上天草市病院企業職員特殊勤務手当支給要綱

(趣旨)

第1条 特殊勤務手当の支給については、上天草市病院企業職員特殊勤務手当規程（平成20年病院事業管理規程第1号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(分娩手当)

第2条 規程第8条第2項に規定する管理者が定める分娩手当の額は、1件につき3,500円とする。

(待機手当)

第3条 規程第9条第2項に規定する管理者が定める待機手当の額は、次のとおりとする。

(1) 午前8時30分から午後5時15分までの待機

ア 助産師 1回につき2,000円

イ その他の職員 1回につき1,000円

(2) 午後5時15分から翌日午前8時30分までの待機

ア 助産師 1回につき2,000円

イ その他の職員 1回につき1,000円

(介護職員処遇改善手当)

第4条 規程第11条第2項に規定する管理者が定める介護職員処遇改善手当の額は、次のとおりとする。

(1) 上天草市職員定数条例第2条第8号に規定する職員 月額5,000円

(2) フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員 月額20,000円

2 当該年度の介護職員処遇改善加算の見込額から当該年度に支給する介護職

員改善手当額を控除してなお残額があるときは、年度末に在籍する職員数（介護老人保健施設に勤務する全ての介護業務従者をいう。）で除した額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とする。）を前項の職員に支給する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。